

(17) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成29年1月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 米子市

企業

乙 米子市

企業

丙 東京都港区

企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金285,120円を甲に、366,86

5円を乙に、206,800円を丙に、それぞれ支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成28年11月6日

(2) 事故発生場所

日野郡日野町貝原地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方丙から借り受けている小型乗用自動車を運転中、運転操作を誤り、道路左側の側溝に脱輪したはずみで、和解の相手方甲が設置するフェンスに接触し、同フェンスを破損させたものである。

また、同フェンスに接触したはずみで、当該小型乗用自動車が、和解の相手方乙所有の小型貨物自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。